

労働基準広報 2019 No.1994

5/21

CONTENTS

特集 社員の副業・兼業を巡る企業の注意点〈後編〉—— 6

労働時間の通算や労災保険給付の賃金の合算などで見直しの検討が

後編の今回は、「副業・兼業している社員の労務管理」について解説する。現行制度では、本業も副業・兼業も雇用である場合、労基法38条1項により、本業における労働時間数と副業・兼業における労働時間数が通算されて計算される。労災保険給付については、災害が発生した就業先の賃金分のみを基準に給付額が決定される。雇用保険は、各事業主における労働時間は合算されず、各事業主における1週間の所定労働時間を合算して20時間以上であっても、被保険者にはならない。働き方改革実行計画において、副業・兼業の推進が掲げられ、現在、上記の副業・兼業にかかる労働時間管理、労災保険給付、雇用保険及び社会保険の制度の在り方について、見直しの検討が進められている。

(弁護士・山口毅 (石嵯・山中総合法律事務所))

● 解釈例規物語⑩ ————— 18

第32条の3 関係

清算期間が3か月のフレックスタイム制における割増賃金支払の必要性 — その2 —

(中川恒彦)

● 転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 24

第48講 働き方改革関連法と時間外・休日労働 残業命令には包括的規定あれば良いという説の妥当性は失われつつある

(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

● 行政案内/第92回 全国安全週間実施要綱 — 36

<今年度のスローガン>

新たな時代にPDCA

みんなで築こう ゼロ災職場

● NEWS ————— 1

(厚労省・健康障害防止のための総合対策を改定) 特別条項協定でも残業月45時間以下を指導/ (30年度テレワーク人口実態調査) テレワークの経験がある雇用型就業者は16.6%に/ (29年度の派遣事業の状況) 派遣料金、派遣労働者の賃金とも前年度より増加/ ほか

● 労務資料/平成30年 賃金構造基本統計調査結果②

～一般労働者の賃金～ ————— 42

男女計で前年比0.6%増の30万6200円

(厚生労働省調べ)

● 本誌読者アンケート — 17 ● 知っておくべき職場のルール〈第81回〉「就業規則の作成・変更等」— 34 ● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ● わたしの監督雑感 福島・富岡労働基準監督署長 齋藤勝 — 54 ● 今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(17ページ)

労務相談室

回答者

安全衛生法 [安衛法による休養室の設置義務] 男女別の仮眠室設置必要か	————— 48	弁護士・新弘江
パート有期 [パートタイマーは半日休暇制度の対象外] 法的な問題は	————— 50	弁護士・平田健二
労働組合法 [解雇後にパート外部労組に加入] 団交応諾義務あるか	————— 52	弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内